

人工呼吸器等を装着されている方へ

小児慢性特定疾病の認定疾病により、人工呼吸器、体外式補助人工心臓及び埋め込み式補助人工心臓を装着している方につきましては、自己負担限度額の特例が適用されることとなります。認定の基準は以下となりますので、該当される方で自己負担限度額の特例（上限額500円）を希望される方は、2の必要書類を御提出ください。

必要書類の添付が無い場合は、自己負担限度額の特例（上限額500円）は適用されません。

1 認定基準

【全般】

食事、更衣、ベッドから車いす等への移乗、屋内外での移動について、全介助又は部分介助の状態であること。

【人工呼吸器】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 常時（ほぼ24時間）装着していること
- ③ 現に装置を稼働させ人工呼吸を施行していること
- ④ 離脱の見込みがないこと

【体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性特定疾病の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 現に装置を稼働させ循環の維持をしていること
- ③ 離脱の見込みがないこと

2 必要書類

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書の該当欄「1 装着している」を丸で囲んでください。
- (2) 裏面の「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」を指定医が記載したうえで御提出ください。

《自己負担限度額表》

階層区分		自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来＋入院）					
		原則			既認定者（経過措置3年）		
		一般	重症*	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
I	生活保護法の被保護世帯	0			0	0	0
II	市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯	低所得Ⅰ (保護者所得80万円以下)		500	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ (保護者所得80万円超)			2,500		
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税又は特別区民税課税以上約7.1万円未満の世帯	5,000	2,500	2,500	2,500		
V	一般所得Ⅱ：市町村民税又は特別区民税課税約7.1万円以上約25.1万円未満の世帯	10,000	5,000	5,000			
VI	上位所得：市町村民税又は特別区民税課税約25.1万円以上の世帯	15,000	10,000	10,000			
入院時の食費		1/2自己負担			自己負担なし		